

7-2 消防団現勢

(R5. 4. 1現在)

区分 市町名	分 団 数	消 防 団 員								条 例 定 員	B 普 通 消 防 ポ ン プ 以 上 車	B 水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	化 学 消 防 車	指 揮 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	広 報 車	資 機 材 搬 送 車	水 槽 車	無 人 航 空 機 (ド ロ ン)	そ の 他 の 車 両
		実 員																		
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計											
高 松 市	37	1	8	35	81	144	300	767	1,336	1,710	58		1	46	1	1		2		
丸 亀 市	17	1	6	17	31	34	83	435	607	698	18			48						
坂 出 市	11	1	3	11	11	37	71	385	519	560	8			41						
善 通 寺 市	9	1	2	9	9	21	61	268	371	390	2			15						
観 音 寺 市	22	1	4	30	22	32	105	471	665	713	22									
さ ぬ き 市	19	1	5	19	19	49	91	372	556	600	18	1	1	17	4			1		
東 か が わ 市	13	1	6	13	13	14	55	200	302	406	8			19						
三 豊 市	36	1	2	50	44	75	163	719	1,054	1,091	23			47						
市 計	164	8	36	184	230	406	929	3,617	5,410	6,168	157	1	2	233	5	1		3		
土 庄 町	7	1	3	7	7	14	48	270	350	385	7		1	27				2		
小 豆 島 町	12	1	4	12	13	13	54	209	306	360	3			11	11					
三 木 町	6	1	3	6	8	14	30	153	215	230	8			7						
直 島 町	4	1	4		5	22	22	55	109	185	2	1	1	9				1		
宇 多 津 町	5	1	2	5	1	12	18	58	97	108	6	3	1		1	1		1		
綾 川 町	11	1	2	10	10	11	31	124	189	209	9		1	1						
琴 平 町	5	1	2	3	6	15	11	61	99	100	4			3						
多 度 津 町	6	1	3	7	6	10	23	72	122	150	2			5	1					
ま ん の う 町	15	1	3	15	23	27	42	258	369	407	1			28						
町 計	71	9	26	65	79	138	279	1,260	1,856	2,134	42	3	4	90	2	12	1	1	3	
県 計	235	17	62	249	309	544	1,208	4,877	7,266	8,302	199	4	1	6	323	2	17	2	1	6

7-3 消防水利の現況

(令和5年4月1日現在)

区分 市町名	合計 (A)~(F) の計	消火栓			防火水槽												井戸			その他
		計 (A)	公設	私設	計				公設				私設				計 (F)	公設	私設	
					100㎡ 以上 (B)	60~ 100㎡ 未満 (C)	40~ 60㎡ 未満 (D)	20~ 40㎡ 未満 (E)	100㎡ 以上	60~ 100㎡ 未満	40~ 60㎡ 未満	20~ 40㎡ 未満	100㎡ 以上	60~ 100㎡ 未満	40~ 60㎡ 未満	20~ 40㎡ 未満				
高松市	8,123	7,806	7,462	344	13	97	147	60	6	83	529	38	7	14	558	22	0		165	
丸亀市	3,018	2,778	2,778		0	37	193	10		37	193	10					0		28	
坂出市	1,557	1,462	703	759	3	2	62	28	2	1	55	28	1	1	7		0		5	
善通寺市	417	318	318		11	1	84	3	11	1	84	3					0		0	
観音寺市	2,236	1,998	1,998		1	17	148	52		14	133	46	1	3	15	6	20	20	84	
さぬき市	1,347	1,179	1,179		4	9	82	72		1	62	54	4	8	20	18	1	1	30	
東かがわ市	338	251	249	2	1	4	36	39		2	30	36	1	2	6	3	7	7	10	
三豊市	1,687	1,383	1,383		3	23	168	98	2	23	165	97	1		3	1	12	12	496	
市計	18,723	17,175	16,070	1,105	36	190	1,860	362	21	162	1,251	312	15	28	609	50	40	8	32	818
土庄町	152	78	78		0	0	53	8			53	7				1	13	12	1	85
小豆島町	252	136	136		2	0	94	4			94	4	2				16	16	123	
三木町	466	426	426		0	1	29	10		1	8	6			24	4	0		10	
直島町	116	116	116		0	0	0	0									0		23	
宇多津町	288	243	240	3	3	2	20	16	3	2	16	14			4	2	4	4	8	
綾川町	521	450	349	101	9	11	45	6	5	9	19	1	4	2	26	5	0		31	
琴平町	217	193	193		2	1	15	6	1		13	6	1	1	2		0		29	
多度津町	426	390	390		2	5	29	0	2	5	29						0		158	
まんのう町	532	426	426		4	2	96	4	2	1	94	3	2	1	2	1	0		12	
町計	2,970	2,458	2,354	104	22	22	381	54	13	18	326	41	9	4	58	13	33	12	21	479
県計	21,693	19,633	18,424	1,209	58	212	2,244	416	34	180	1,577	353	24	32	667	63	73	20	53	1,297

7-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

(令和5年4月1日現在)

区分 市町・ 組合名	消防・救急業務用無線局(局数)						電 話			
	固定局	基地局	移 動 局			合 計	消 防 機 関 に あ る も の			
			陸 上 移動局	携 帯 局	計		火災報知 専用電話	消防電話	加入電話	合 計
高 松 市	2	3	516		516	521	14		104	118
丸 亀 市	2	3	70		70	75	13	4	58	75
坂 出 市	70	4	95	137	232	306	8	5	21	34
善 通 寺 市			87		87	87		13	6	19
観 音 寺 市										
さ ぬ き 市										
東 か が わ 市										
三 豊 市										
市 計	74	10	768	137	905	989	35	22	189	246
土 庄 町										
小 豆 島 町										
三 木 町										
直 島 町				1	1	1	2			2
宇 多 津 町			6		6	6				
綾 川 町										
琴 平 町										
多 度 津 町		1	17	13	30	31			4	4
ま ん の う 町										
町 計		1	23	14	37	38	2		4	6
市 町 計	74	11	791	151	942	1,027	37	22	193	252
三 観 広 域		2	151		151	153	4	18	33	55
大 川 広 域		3	54		54	57	4	18	43	65
小 豆 地 区		4	121		121	125	4	2	26	32
仲 多 度 南 部		2	65		65	67	2		9	11
組 合 計		11	391		391	402	14	38	111	163
県 計	74	22	1,182	151	1,333	1,429	51	60	304	415

7-5 香川県防災資機材保有状況

	品名	規格	数量	設置場所
石油コンビナート用資機材	オイルフェンス	B型 ブリジストン・ライトタイプ *県危機管理課所管分	160m	香川県防災資機材センター (高松市朝日新町1-7)
		住友 B型 *県港湾課所管分	1,100m	
	泡消火薬剤	スーパーフォーム AT3%型 メガフォーム F-623T3%型	18,000 ^{リットル} 17,000 ^{リットル}	香川県防災資機材センター (坂出市番の州町3番地)
林野火災用資機材	貯水槽	容量=2,500 ^{リットル} 重量=50kg 満水時容積=直径230cm×高さ90cm 結束時容積=直径110cm×高さ30cm	8基	香川県消防学校備蓄倉庫 (高松市生島町689-11)
	水のう(中型)	容量=500 ^{リットル} 重量=95kg 懸吊時全長=200cm リング直径=110cm 吊下高=350cm 吐出量=100~130 ^{リットル} /秒 空袋時機速(乾燥)=110(kg/時)	14基	
	コントロールボックス	500 ^{リットル} 水のう用	14基	
	水のう用パレット	1,450cm×1,350cm×890cm	12個	
	チェンソー		10基	
	ヘルメット		37個	
救助用資機材	エアータント(附属品含む)	TAT-600型	1式	高松市南消防署 (高松市多肥下町1530-16)
	エアータント(附属品含む)	マク・クイックシェルターMQ562A	2式	
	スポットクーラー	ケルスイファン1 ロスラングードタイプ SS-25EH-1	4式	
	蓄電機	LiB-AIDE500	2式	
	折りたたみ式簡易ベッド		30台	
その他	起震車	3500cc、香川800さ9877	2台	香川県消防学校車庫 (高松市生島町689-11)
		4000cc、香川800す947		
	自走式照明車	パノラマライトMEGALUX1800 香川88す1043	1台	仲多度南部消防本部 (琴平町五条313)
	フォークリフト	三菱 0.9t バッテリー式	1台	香川県消防学校備蓄倉庫 (高松市生島町689-11)
	災害対策用給水システム	東レ レスキュー AW-7200G II型	1台	
	衛星可搬型地球局	アンテナ0.75mφ 送信電力12W 個人電話(FAX)1ch	4台	香川県庁6階 危機管理課通信機械室
	資機材運搬車	日産ADバン	1台	天神前分庁舎一階駐車場 (高松市天神前6-1)

7-6 香川県防災資機材運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種災害対策用として香川県が備蓄した別表に掲げる防災資機材（以下「資機材」という。）の運営について必要な事項を定める。

(配置等)

第2条 資機材は、別表の配置場所欄に掲げる場所に配置する。

2 資機材の使用管理等については、この要綱に定めるもののほか、別に締結する管理委託契約書の定めるところによるものとする。

(用途の指定)

第3条 資機材は、各種災害の防御又は防御訓練以外の用途に供してはならない。

(貸付けの手續等)

第4条 各種災害の防御又は防御訓練のため、資機材の貸付けを受けようとする市町長は、あらかじめ知事に資機材貸付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、特に緊急を要するため文書により難しいときは、口頭によることができる。この場合においては、事後速やかに所定の手続きをするものとする。

2 知事は、資機材を貸付けることを決定したときは、貸付決定に係る市町の長及び当該貸付けに係る資機材を管理している市町（以下「管理市町」という。）の長に貸付けを決定した旨の通知をするものとする。

3 貸付けの決定を受けた市町の長は、管理市町の長から当該貸付けに係る資機材を受領するときに、資機材借用証（第2号様式）を知事に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、事後に当該手続きをすることができる。

(応援の要請等)

第5条 貸付けを受ける市町（以下「借受市町」という。）の長は、借受けに係る資機材を使用するため必要と認めるときは、管理市町の長に応援を求めることができる。

2 資機材は、借受市町又は管理市町の消防吏員で当該資機材の使用方法を熟知したものが操作しなければならない。

(貸付期間)

第6条 資機材の貸付期間は、当該貸付の目的を遂行するための必要な期間とする。

(使用後の報告)

第7条 借受市町の長は、資機材を使用した後に、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を知事に提出しなければならない。

- 一 使用目的
- 二 使用日時
- 三 使用場所
- 四 使用資機材数量
- 五 その他知事が必要と認める事項

(費用の負担)

第8条 資機材の使用及び応援を受けたことにより生じた費用のすべては、借受市町において負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかは、資機材の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

7-7 香川県防災資機材センター管理委託契約書

委託者 香川県（以下「甲」という。）と受託者 高松市（以下「乙」という。）とは末尾記載の土地並びに工作物及び香川県備蓄防災資機材（以下「委託物件」という。）の管理について次の条項により管理委託契約を締結する。

（目的）

第1条 県下の各種災害の防ぎよに資するため、甲はその所有にかかわる委託物件を次条以下の約定で委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までとする。ただし、契約期間が満了する1か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がないときは、この契約は更に1年継続するものとし、以後同様とする。

（委託料）

第3条 委託料は無償とする。ただし、委託物件にかかる特殊な維持・補修に要する経費は、甲の負担とする。

（転貸等の禁止）

第4条 乙は、書面等による甲からの承認通知を得ないで委託物件を第三者に転貸し、委託物件を担保に供し又は委託物件を目的外に使用してはならない。

（使用上の制限）

第5条 乙は、委託物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

（疑義の決定）

第6条 前各条に定めるもののほか、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和56年4月1日

委託者（甲） 高松市番町4丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 前 川 忠 夫

受託者（乙） 高松市番町1丁目8番15号
高 松 市
高松市長 脇 信 男

委託物件の表示

(1) 土地

地目	面積	所在地	備考
雑種地	460.23 m ²	高松市朝日新町1番7	

(2) 工作物

区分	構造	所在地
建物	鉄骨ブロック倉庫建 (床面積 150.04 m ²)	高松市朝日新町1番7
貯槽	泡消火剤貯蔵タンク 35,000 ㍓入 (自然流下式ステンレス製高架タンク)	〃

(3) 防災資機材 略

7-8 河川防災ステーション一覧

名 称	管 理 者	所在地	備 蓄 資 材 ・ 施 設
土器川河川防災 ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国地方整備局 <li style="padding-left: 20px;">香川河川国道事務所 ・ 丸亀市長 	丸 亀 市 垂 水 町	土砂 15,600 m ³ 、割栗石 1,027 m ³ 、 鋼矢板Ⅲ型（L=9.0m） 151 枚 水防・緊急時使用ヘリポート 1 式、その他
財田川河川防災 ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西讃土木事務所 ・ 観音寺市長 	観音寺市 流 岡 町	土砂 2,100 m ³ 、根固めブロック 260 個、 水防・緊急時使用ヘリポート 1 式、その他